


令和6年度 港区子どものインフルエンザ予防接種のお知らせ

港区では、子どもの季節性インフルエンザ予防接種費用の一部を助成します。

接種については任意ですが、インフルエンザの感染・重症化予防にはワクチン接種が有効です。接種を希望する人は、かかりつけの医師とよく相談し、早めに予防接種を受けて流行に備えましょう。

必ず次の各項目をよくお読みになってから、予防接種を受けてください。

対象者	生後6か月から高校3年生相当年齢で、接種を希望する人 (平成18年4月2日から令和6年7月1日生まれの接種日時点で港区民の方)
接種期間	令和6年10月1日(火)から令和7年1月31日(金)まで (令和6年4月3日から令和6年7月1日生まれの人は、生後6か月を迎えてから接種を受けてください)
接種費用	接種1回あたり4,500円を助成(差額は自己負担) ※助成額を拡大しました。助成の対象は、注射によるワクチンとなります。
助成回数	生後6か月～13歳未満：2回(接種間隔：およそ2～4週間) ※1回目の接種時に12歳で2回目の接種時に13歳になっていた場合も2回 13歳以上：1回
接種場所	<ul style="list-style-type: none"> ・港区の指定医療機関でのみ、接種を受けることができます。 ・区ホームページに掲載している「令和6年度港区子どものインフルエンザ予防接種実施医療機関名簿」の中から医療機関を選んで接種を受けてください。 携帯電話、スマートフォン、パソコンから https://www.city.minato.tokyo.jp/hokenyobou/yobousessyu/kodomoinnhuru.html にアクセスしてください。 <div style="text-align: center;">  <p>←二次元コードをスマートフォンで読み取ると、子どものインフルエンザのページをご覧いただけます。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・予約が必要な場合があります。事前に医療機関にご確認ください。
持ち物	<ul style="list-style-type: none"> ・同封の「令和6年度港区子どものインフルエンザワクチン任意接種予診票」 ※予診票を持参しなかった場合、全額自費になりますので、ご注意ください。 ・母子健康手帳(親子手帳) ・本人確認書類(健康保険証やマイナンバーカード等)
保護者の同伴について	16歳未満の方が予防接種を受ける際は、原則保護者の同伴が必要です。ただし、保護者が同伴できない場合は以下をご確認ください。※医療機関によっては保護者の同伴が必須の場合もあります。事前に医療機関にご確認ください。 <ul style="list-style-type: none"> ・保護者以外の同伴について 保護者が特段の理由で同伴できない場合、保護者からの「委任状」により、保護者以外の同伴が認められます。同伴できる人は、普段から接種を受ける人の健康状態をよく知っている人に限ります。委任状は、接種当日までに保護者が記入し、同伴者が医療機関に提出してください。委任状の様式は区ホームページの子どものインフルエンザのページに掲載しています。 <ul style="list-style-type: none"> ・13歳から15歳の方が一人で接種を受ける場合 13歳から15歳の方は、保護者の同意があれば、一人で予防接種を受けることができます。接種当日までに保護者がこのお知らせを読み、予診票の保護者記入欄に署名してください。接種を受ける人は、署名した予診票を持参の上、医療機関を受診してください。

インフルエンザの予防接種を受けるにあたって

◇インフルエンザとは

インフルエンザウイルスにより起こる病気で、咳やくしゃみなどをする事により、ウイルスが空気中に広がり、それらを吸いこむ事により、うつります。インフルエンザにかかると、高熱、全身倦怠感（だるさ）、頭痛、関節痛、筋肉痛、のどの痛み、くしゃみ、咳、鼻水などが起こります。さらに、気管支炎や肺炎、脳炎など、重い症状になることもあり、持病のある方やご高齢の方は、命にかかわることもあります。

◇インフルエンザから身を守るためには

現在考えられている最も有効な方法は、流行前に予防接種を受けることです。予防接種を受けることで、インフルエンザにかからなかったり、かかったとしても重い症状になることを防ぐことができます。

（予防接種後、免疫力がつくまでに2週間程度かかり、効果が持続するのは約5ヶ月間といわれています。）

他には、外出後のうがいや手洗い、人込みを避けること、室内の適度な湿度を保つこと、外出時のマスクの着用、バランスのとれた食事や水分を補うこと、規則正しい生活と十分な休養・睡眠をとることなどがあります。

◇インフルエンザの予防接種の副反応

- ① 予防接種の注射のあとが、赤く腫れたり、痛んだりすることがありますが、通常2～3日で治ります。
- ② 微熱、寒気、頭痛、全身のだるさなどがみられることがありますが、通常2～3日で治ります。
- ③ 接種後、数日から2週間以内に発熱、頭痛、けいれん、運動障害、意識障害の症状が現れるなどの報告があります。非常にまれですが、ショックや全身の発疹、呼吸困難などがあらわれることがあります。このような症状が現れたら、すぐに医師の診察を受けてください。

◇医薬品副作用被害救済制度

予防接種は感染症を防ぐために重要なものですが、極めてまれに健康被害の発生がみられます。

予防接種法に基づく予防接種ではないため、接種後に副反応による入院、生活に支障が出るような障害を残す等の健康被害が生じ、医療費等の給付の請求を独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）に行い、PMDAが給付の支給を決定した場合は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法と特別区自治体総合賠償責任保険制度に基づいた救済の対象になります。

◇インフルエンザの予防接種を受ける際の注意

（1）接種を受ける前の注意

予防接種を受ける前に、このお知らせをよく読み、気にかかることやわからないことがあれば必ず医師に質問して十分納得した上で接種を受けてください。また、予防接種予診票は必ず事前に記入して、予防接種の当日、医療機関にお持ちください。

（2）予防接種を受けることができない人

- ① 明らかに発熱（通常 37.5℃以上）している人
- ② 急性の重い病気にかかっている人
- ③ 予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを起こしたことがある人
- ④ その他、医師が予防接種を受けない方がいいと判断した人

（3）予防接種を受ける時に、医師に相談する必要がある人

- ① 心臓、腎臓、肝臓、血液、その他慢性の病気で治療を受けている人
- ② 今までに予防接種を受けて、2日以内に発熱がみられた人及び全身の発疹などのアレルギーと思われる症状がみられた人
- ③ 今までにけいれんを起こしたことがある人
- ④ 今までに免疫不全と診断されたり、近親者に先天性免疫不全症の人がいる人
- ⑤ 間質性肺炎や気管支喘息などの呼吸器に関する病気で治療を受けている人
- ⑥ インフルエンザ予防接種の成分又は鶏卵、鶏肉その他の鶏由来のものに対して、アレルギーがあるといわれたことのある人
- ⑦ 現在、妊婦又は妊娠している可能性のある女性

（4）予防接種を受けた後の注意

- ① 予防接種を受けた後30分間は、急な副反応がおこることがあります。その間、接種医療機関で待機するなど医師とすぐに連絡がとれるようにしてください。
- ② インフルエンザワクチンの副反応の多くは、24時間以内に出現しますので、この間は体調に十分に注意してください。副反応と思われる症状が起こった場合は、医師による診察を必ず受けてください。
- ③ 入浴は差し支えありませんが、注射した部位をこすらないでください。
- ④ 接種当日はいつもの生活で構いませんが、激しい運動は避けてください。

【問合せ】 みなと保健所 保健予防課 保健予防係 電話 03-6400-0081 FAX 03-3455-4460

< 表面もお読みください >